

令和8年度登米市立幼稚園保育所型預かり保育募集要項

下記の登米市立幼稚園で「保育所型預かり保育」を実施します。募集や申し込みについての詳細を記載しておりますので、よくお読みになしてください。

1. 基本事項

■保育所型預かり保育とは

- ・幼稚園の教育時間終了後（平日午後）の他、土曜日や夏休み・冬休み・春休み等の長期休業日にも実施する預かり保育事業です。
- ・預かり時間は午前7時30分から午後6時30分までとなります。
- ・園児保護者が就労等の理由により保育が必要な場合に利用できます。

■実施する幼稚園

幼稚園名	対象年齢	所在地	電話番号
新田幼稚園	4～5歳児	迫町新田字山崎259-4	0220-28-2222
中田幼稚園	4～5歳児	中田町宝江新井田字要害3-1	0220-34-3502
南方幼稚園	4～5歳児	南方町山成95-6	0220-58-2218

※令和8年度 5歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ

4歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

■利用の対象となるお子さん（保育の必要性）

- ・令和8年度に登米市立幼稚園に入園しており、保護者等が次のいずれかの事由で保育を必要とする場合に限られます。

【保育を必要とする事由】

- (1) 就 労：月80時間以上就労している場合（家事手伝いは不可）…（注）
- (2) 妊娠・出産：産前2か月、産後3か月できょうだいの保育ができない場合
- (3) 傷病・障がい：病気や心身の障がいなどを有しているため保育ができない場合
- (4) 介護・看護：家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある者を看護している場合
- (5) 災害復旧：震災、風水害、火災などの災害のためその復旧の間、保育ができない場合
- (6) 求職活動：継続して、求職活動を行っている場合
- (7) 就 学：就学している場合
- (8) 虐待・DV：虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業：育児休業取得時に、既に保育所型預かり保育を利用している場合
- (10) その他：その他教育委員会が認める前各号に類する状態の場合

⚠️上記事由に該当していても、定員以上の利用希望があるとき等、利用できない場合があります。

⚠️保育所と同様、事由によっては短時間（1日あたり8時間）の利用となります。

（注）「子育てのための施設等利用給付認定」とは基準が異なります。（子育てのための施設等利用給付の認定要件は月「48」時間以上の就労となります。）

2. 申込方法等

受付期間等（令和8年4月から利用希望の方）

- ・期間：令和7年10月15日（水）から31日（金）まで（土日、祝日を除く）
- ・場所：保育所型預かり保育実施幼稚園
- ・時間：午後1時30分から午後5時00分まで

■利用申込に必要な書類

- ①預かり保育事業利用申込書・・・利用園児1人につき1部
- ②子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届（法第30条の4第2号・第3号）・・・利用園児1人につき1部
- ③家族状況票・・・世帯で1部
- ④お子さんの健康・発育状況・・・利用園児1人につき1部
- ⑤保育が必要であることを証明する書類・・・父、母、同居する祖父母 各1部
（きょうだいで申し込む場合でも1部でかまいません）

❗必要事由によって下記のとおり必要書類が異なりますので、該当する書類を添付してください。

保育必要事由	提出書類
就労	就労証明書※就労は自営・農業等も含む
妊娠・出産	母子健康手帳の出産予定日がわかる箇所の写し
傷病・障がい	申立書、診断書、障害者手帳（写）、通院等に係る領収書の写し（直近2か月分）
介護・看護	申立書、診断書、障害者手帳（写）、介護保険被保険者証（写）
災害復旧	申立書、り災証明書
求職活動	求職活動状況申告書
就学	在学証明書又は在学していることがわかる書類、就学時間がわかる書類
育児休業	就労証明書（必ず育児休業期間が記載してあることを確認してください）
その他	申立書、その他必要な書類

※提出いただいた書類について、幼稚園及び教育委員会から内容を確認させていただく場合があります。

※虚偽で申請された内容であることを確認できた場合は、利用許可を取消すことがあります。

【保育所と幼稚園の入園申込を併願し、保育所型預かり保育の申込をする場合】

- ・保育所と幼稚園を併願する場合（例：第1希望〇〇保育所、第2希望△△保育所、第3希望□□幼稚園）は、保育所の申込先である各総合支所に施設利用の申込をすることになります。その上で幼稚園の保育所型預かり保育の利用申込をする場合は、幼稚園に「保育所と併願している」ことを申し出の上、上記①、②の書類を提出してください。③～⑤の書類については、保育所申込の際に同様の書類がありますので、幼稚園にはコピーを提出いただいてかまいません。

3. 利用決定

■利用選考の方法

- ・提出していただいた書類に基づき、内容を指数化し、高位順に決定いたします。

■利用決定通知

- ・利用選考の結果、利用の可否を決定します。その結果については2月上旬に通知いたします。

4. 料金

- ・別紙「令和8年度幼稚園授業料・給食費・預かり保育料について」をご覧ください。

※施設等利用給付認定を申請し認定を受けた場合、ひと月11,300円の利用まで無償化となります。

5. その他留意事項

■園児の送迎

- ・お子さんの送迎は、基本的に保護者の方に行っていただきます。

■新規入園児

- ・新しく入園するお子さんについては、新しい環境に段階的に慣れるように「慣らし保育」が行われる場合があります。慣らし保育期間中は、幼稚園教育課程の時間（午前中程度）で保育を終了します（幼稚園により内容は異なります）。

■給食の提供内容等

- ・幼稚園の給食は、いわゆる夏休み・冬休み・春休みの長期休業時及び土曜日には実施されませんので、弁当の持参をお願いします。

■実費徴収

- ・給食費、保育所型預かり保育料の他に、教材代・園児服代・学級費等の実費徴収があります（各幼稚園により内容は異なります）。

問合せ先

登米市教育委員会 学校教育課 教育振興係 TEL：0220-34-2679